

00660

鳥取縣公報

條例
號

昭和二十三年八月五日
木曜日

本報紙はヤマハ音楽出版社

二 地租
三 家屋税
四 事業税

五 特別所得稅

六 鎮產稅

七 入場稅

八 酒消費稅

九 電氣ガス稅

十 鎮區稅

十一 船舶稅

十二 自動車稅

十三 軌道稅

十四 電話加入權稅

十五 電柱稅

十六 不動產取得稅

◇鳥取縣條例第四十五號

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十號鳥取縣稅賦課徵收

條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第一條中「縣民稅及び遊興稅」を「縣民稅、入場稅、酒

消費稅及び遊興飲食稅」に改める。

第四條 縣稅として課すべき稅目は左に掲げるものとする。

普通稅

獨立稅

一 縣民稅

00661

十七 木材取引税

十八 漁業權稅

十九 獵獵者稅

二十 遊興飲食稅

二十一 入場稅

目的稅

一 都市計畫稅事業稅（第一種事業）別

第五條 削除

第六條 木材引取稅は鳥取縣用材検査規則による素材の検査を受けた者又は木材需給調整規則第三條第一號乃至第四號の規定により素材検査を要しないものは伐採した者を引取者としてこれを賦課する。

第十一條中「昭和二十二年三月法律第三十三号地方稅法附則第五項」を「地方稅法第一百四十六條」に改める。

第十二條 事業稅の課稅標準たる法人の所得金額は知事又は地方事務所長がこれを調査決定する。
2 個人の事業稅及び特別所得稅の所得金額は事業稅及び特別所得稅審査委員會（以下審査委員會といふ。）

の審査を経て知事又は地方事務所長がこれを決定する。
但し審査委員會閉會後新たに所得額の決定を要するとき又は既に決定した所得額に錯誤のあることが明らかな場合には審査委員會の審査を経ずして決定することができる。

3 前項の審査委員會に関する規程は知事がこれを定めること。

第十三條 削除

第十六條 地方稅法第二十九條第四項の規定による者の使用する電氣又はガス及び地方稅法施行令第十五條の規定による電氣については知事又は地方事務所長がその料金を算定する。

第十七條 第一項中第六号を次のように改める。

六 削除

第十九條 第一號中「及び價格三百円未満の漁業權の取得」を削る。

同項第八號中「及び價格三百円未満の漁業權の取得」を改める。

第二十二條 第二項中「純益金額」を「所得金額」に改める。

第二十二條 電氣ガス稅（地方稅法第七十九條第四項に規定する者の使用する電氣又はガスに対するものを除く）は電氣事業者又はガス事業者を入湯稅は鎌泉浴場の經營者を地方稅法第三十六條の規定による特別徵收義務者とする。

第三十條中「第二十六條」を「第二十七條」に改める。

第三十三條 第一項中「電氣稅」を「電氣ガス稅」に改める。

「電氣料金」を「電氣又はガス料金」に改める。

第三十六條 電氣ガス稅の特別徵收義務者は少くとも左に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一、電氣又はガス使用者の住所氏名

二、電氣又はガスの使用場所

三、定額又は定量燈數、電氣又はガス使用量及び電氣又はガス料金

第三十七條 地方稅法第十六條第二項の規定により市町

00662

村に交付する取扱費は左に掲げる割合とする。

市

徵收額の千分の二十二

町

同

千分の二十二

村

同

千分の二十八

2 納期限後十日までに拂込んだ稅金に対しては前項に定めるものの外その拂込金額の千分の十に相当する金額を交付する。

3 前二項の取扱費は左の二期に分け、これを交付する。
前期分 十一月
後期分 翌年五月

第五十三條中「一万分の四」を「一万分の二十一」に改める。

第五十七條中「第二項」を「第五條第一項」に改め「別記第十九號様式」の下に「又は別記第十九號の二様式」を加える。

第五十八條中「第四項」を「第三項、第五條第三項及び第七條」に改め「別記第二十號樣式」の下に「又は別記第二十號の二様式」を加える。

03663

第五十九條中「營利法人が事業」を「法人（民法第三十
四條の法人を除く）が事業又は業務」に改める。

第六十條中「電氣稅（電氣事業者から供給を受ける電氣
に対するものを除く）」を「地方稅法第七十九條第四
項に規定する者の使用する電氣又はガスに対する電氣
ガス稅」に改める。

第六十條の二 鎌產稅の納稅義務者は事業所及び鎌產價
格その他必要事項を記載した毎月分の申報書を別記第
三十三號様式により翌月十日までに知事又は所轄地方
事務所長に提出しなければならない。但し經營を廃止
した場合においては直ちにこれを提出しなければなら
ない。

第六十二條中「電氣稅」を「電氣ガス稅」に「電氣料金
額」を「電氣又はガス料金額」に「知事」を「知事又
は所轄地方事務所長」に改める。

第六十三條中「第二十條」を「第二十一條」に改める。
第六十五條中「第三十六條」を「第三十八條第一項」に
改める。

この條例は公布の日からこれを施行する。
この條例は昭和二十三年度分の縣稅（法人に対する事業

第六十九條中「第八十一條」を「第一百二十六條」に改め
第六十八條 削除

第六十九條中「第八十一條」を「第一百二十六條」に改め
第六十七條 削除

第六十六條中「第三十二條」を「第三十三條」に改める。
第六十六條の二 地方稅法施行規則第十四條及び第十五
條の規定により租地の免除を受けようとする者は別記
第三十五號様式により知事に提出しなければならない。

別表、別記第十九號様式乃至第二十一號樣式、第二十四
號樣式、第三十一號樣式及び第三十三號樣式を次の通
りに改め第五號樣式中「第二十六條」を「第二十七條」
に第九號樣式中「三月」を「五月」に「四錢」を「二
十錢」に改め第十九號樣式の次に第十九號の二樣式を
第二十號樣式の次に第二十號の二樣式を第三十五號樣
式の次に第三十五號の二樣式を加える。

附 則

00664

税については昭和二十三年四月一日以後に終了する事業
年度分又は同日以後における合併若しくは解散による分)
からこれを適用する。但し、月稅については昭和二十三
年七月分からこれを適用する。
昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十一號臨時鳥取縣稅徵
收條例はこれを廢止する。

昭和二十四年年度に限り新たに事業稅、特別所得稅の納稅
義務者となつた者は第五十七條の規定による申告書を八
月三十一日までに知事又は所轄地方事務所長に提出しな
ければならない。

昭和二十三年度分にして定期に賦課及び追徵すべき左
の縣稅は第八條の規定にかゝわらず左に掲げる賦課期日
及び納期によりこれを徵收する。

別 表

縣稅の賦課期日課稅標準賦課率又は賦課定額、納期及び納稅地

稅 目	賦課期日	課 稅 標 準	賦 課 率 又 Is 賦 課 定 額	納 期	納 稅 地
地 租	四月一日	土地賃貸價格	年 稅	日稅隨特 稅等の區別	同
家屋稅	六月一日	事 業 稅（第一種事業）	第一期九月二十日より 同月三十日限り	八月二十日より 同月三十日限り	同
事 業 稅（第二種事業）	六月一日	特別所得稅	十二月二十日より 同月三十一日限り	同	同
電 柱 稅	同	電話加入権稅	九月二十日より 同月三十日限り	同月二十日より 同月三十日限り	同
自動車稅	同				

家屋税	五月一日 家屋賃貸價格	同 同 百分の一八七、五	同月三十日まで
事業税			所在地の所在
法人 各事業年度 の所得及び 清算所得	個人 (特別法人を除く) 及び個人 第一種事業所得の百分の九、〇	個人 (特別法人を除く) 及び個人 第一種事業所得の百分の九、〇	法人に対する分の都度定める
前年 (事業 廃止の場合 までの所得)	特別法人及び個人 第二種事業所得の百分の六、〇	特別法人及び個人 第二種事業所得の百分の六、〇	個人に対する分の都度定める
り同三十日まで	第一期 八月二十日より 同三十一日まで	第一期 八月二十日より 同三十一日まで	個人に対する分の都度定める
り同三十日まで	第二期 一月二十日より	第二期 一月二十日より	個人に対する分の都度定める

立		自動車税		船舶税		鐵区税	
入電 権税加		軌道税	四月一日	四月一日	四月一日	十一月一日	
同		軌道の延長	自動車の数	船舶取 得の日	船舶の總 噸数	砂鐵区及 び延面積	
電話 利 用 權 加 入 數 權		年 稅	年 稅	隨時稅	隨時稅	年 稅	
同		軌道の延長	自動車の数	自動車通	船舶取得價格の百分の十	試掘鐵区 採掘同	
同		年 稅	年 稅	貨物車 圓を加 える	客 車	河床に非ざるもの 蒸氣船及發動機船總 面積千坪毎に十圓	
同七級郵便局区内のもの 事務用 住宅用		同五級、六級の郵便局区内のもの 事務用 住宅用	軌道規則に規定せらる四級局区内のもの 一千 六百圓	一千 六百圓	十四人乗まで一輛につき五千圓 千圓積まで一輛につき四千八百圓 五百圓以上五百圓までを増す毎に三百圓 六百圓を加える	延長一町毎に三十圓 二十圓	二十円 四十円
共同加入については定額の十分の七とする		同	一米につき	三千圓	四月二十日より 三十日まで	同月三十日まで	十一月二十日より 三十日まで
同		同	三圓	その都度定める	在地	主たる定 置場の所	主たる定 港の所在地
所 電 話 機 在 地		同	六百八十円	軌道の 所在地		砂鐵区又は 船籍区の 所在地	砂鐵区又は 船籍区の 所在地
同		同	八百圓				
六百六十圓							

昭和 年 月 日

事業所(業務所)の所在地又は
住所氏名又は名称代表者氏名

(地方事務所長)宛

備考

法人の設立、承繼の場合は定款、株式名対照表を添付すること。

住 所
氏 名 印

右申告致します

(地方事務所長)宛

備考

一、自動車の種別は普通自動車(客車、貨物車)特殊自動車、小型自動車(二輪車、三輪車、四輪車、乗用車、貨物車)の区分により記載すること。

二、用途は営業用、自家用等の別を記載すること。

三、第八の所有團体名は國、地方團体の所有しているものを使用の場合に記載すること。

四、申告事項及び納稅義務者の異動並びに納稅義務が消滅したときはこの申告書に準じて申告することができる。

第五十三號様式

鑛産に関する申告

九、取得價格及び取得年月日

八、所有團体名

七、車輪數

六、貨物積載量

五、定員

四、主たる定置場

三、車輛番號並びに使用許可年月日

二、自動車の種別

一、用途

第二十四號様式

自動車に関する申告

00672

昭和 年 月 日

事業所の所在地又は住所
氏名又は名称代表者氏名印

(地方事務所長)宛

第三十五號の二様式

昭和 年 月 日

神社(寺院)境内地
(教会構内地)
(私立學校用地)

事業所の所在地事業所の
名称及び代表者氏名印

昭和	年	月	日	納稅義務者
土地の所在地	宛	住所	地番	地目
都市町村大字	字	地番	價格	賃貸
設立又は區域	変更	年月日		

電氣ガスに関する申告

一、定額及び從量燈の燈數又は
電氣若しくはガス使用量

二、電氣又はガスの使用地

右申告致します

昭和 年 月 日

(地方事務所長)宛

事業所所在地事業所の
名称及び代表者氏名印

一、定額燈の燈數は燭光別に記載すること。

添付書類

00673

市郡 村大字 殿

地 方 事 務 所

(裏)

昭和 年 月 日

地 方 事 務 所 長 團

法 人 宛

注意 この決定に不審の点あるときは、この通知を受けた日より十日以内に必要な帳簿書類及び通知書を添付し、再審査の申立をすることができる

第十七號の四様式
(事業税及び特別所得税以外の認定課稅)

決 定 通 知 書

事業税(法人)	事業所得決定通知書
事業年度	事業類別
自昭和年月日	決定金額
至昭和年月日	決定日
	摘要
	年月日

右の通り決定したから通知する

稅	義務發生年月日
課稅標準額	備 考
	昭和年月日

右の通り決定したから通知する

第三十二號の二様式

檢 查 薄

所長 檢查年月日

檢查者印

記 事

課長	稅目	檢查者
徵收住所	稅目	檢查者
義務者氏名又は名稱	稅目	檢查者
檢稅額	稅目	檢查者
右徵收期間	稅目	檢查者

經營場名	經營者氏名
檢印押捺	檢印押捺
月別枚數	同上使用予定期間
月日	使用數
	殘數
	摘要

宛 地方事務所長團

第十七號の五様式
入場券檢印押捺簿

注意 この決定に不審の点あるときは、この通知を受けた日より十日以内に必要な帳簿書類及び通知書を添付し再審査の申立をすることができる

第十七號の三様式

宛

地 方 事 務 所 長 團

備 考

一、徵收稅額及び右徵收期間欄は検査を行つた分について記載すること。

二、檢稅額は検査によつて徵稅すべきを怠つていた稅額を發見したとき記載すること。

三、記事欄には拂込状況及び指示事項等を記載すること。

四、種目別に別冊とすること。